

(平成22年6月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月ごろから 52 年 1 月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月ごろから 52 年 1 月ごろまで
はっきりとした記憶は無いが、昭和 51 年の秋ごろ、所用で A 市町村役場に行った際、年金課の窓口には顔見知りの職員に勧められて国民年金の加入手続をした。後日送られてきた納付書で、51 年 10 月から 52 年 1 月までの 2 期（4 か月）分の国民年金保険料を B 銀行 C 支店の窓口で納付した。申立期間は未加入期間とされているが、納付金額も記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 61 年 5 月 6 日、資格取得は同年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として、D 市町村において行われていることが確認でき、申立期間については、国民年金に加入していないため、保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「加入手続時に年金手帳を受け取った記憶は無い。納付した保険料は 4 か月分で 2 万 5,000 円ぐらいだったと思う。領収書には、5 年間保管してくださいといった内容の記載があったことを記憶している。」と述べているところ、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は当時の保険料の金額と大幅に相違している上、A 市町村では、「加入手続時には、年金手帳を交付していた。また、住民税の領収書には 5 年間保管してくださいとの記載はあるが、国民年金保険料の領収書には、そ

のような記載は無い。」と回答していることから、申立人の国民年金保険料の納付金額及びその状況に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、夫の分と一緒に、国民年金保険料を納期限に遅れることなく、自宅に来ていた集金人にすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、夫の分と一緒に集金人に納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の記録から、昭和45年3月以降に払い出されたものと推認でき、その時点で、35年10月1日に遡及して資格を取得していることが確認できる上、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間は厚生年金保険に加入している期間であり、申立内容と符合しない。

また、上記のとおり、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は、既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 45 年 7 月まで

私は、昭和 43 年 5 月に、A 都道府県にあった B 株式会社の社長から、正社員待遇にするとと言われて入社した。社員は、社長のほか、その息子二人及び従業員一人で、設立後 1 年ぐらいの小さい会社であった。仕事は、C の作業で、私は、現場代理人として作業員 40 人ぐらいを任され、元請けであった D 株式会社の社員と現場に寝泊まりをしながら勤務した。

給与から厚生年金保険料や雇用保険料等が控除され、健康保険証を使用していたことを記憶しているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 5 月から 45 年 7 月までの期間、A 都道府県にあった B 株式会社に勤務し、元請けの D 株式会社の社員と一緒に現場に寝泊まりしていた。」と主張するところ、申立人が記憶する D 株式会社の社員の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月から 44 年 5 月までの期間について、E 市町村の現場で B 株式会社の現場代理人として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び F 法務局の法人登記から、A 都道府県に所在する「B 株式会社」という名称の事業所が確認できるが、当該事業所は、事業主の氏名及び業務内容において、申立人の記憶する事業所とは相違している上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名及び申立人が記憶する事業主、その息子二人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も見当たらない。

また、オンライン記録から確認できる、A 都道府県近郊に所在し、事業所名が B である 8 社について、それぞれの事業所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿に、申立人の氏名及び申立人が記憶するB株式会社の事業主、その息子二人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が記憶するB株式会社の事業主及びその息子二人の連絡先は確認できないため、申立人の勤務実態等について聴取することができない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月から 37 年 8 月まで

私は、運転免許を取得するため、A区B地域にあったC事業所に入社した。勤めている時に通院し、健康保険証を使った記憶があり、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A区B地域にあったC事業所に勤務していた。」と主張するところ、オンライン記録から、申立期間当時、A区D地域に「有限会社C」という名称の、厚生年金保険の適用事業所があることが確認できる。

また、申立期間当時、有限会社Cに勤務していた事務担当者は、「周辺に類似の名称の事業所は無かった。」と述べている。

しかしながら、上記の事務担当者は、「当時の従業員数は5、6人ぐらいだった。私は、従業員名簿や社会保険関係の書類を作成していたが、申立人の氏名は記憶に無い。」と証言している。

また、申立期間当時、有限会社Cにおいて厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員の中で、連絡が取れた7人は、いずれも申立人が勤務していた記憶が無く、申立人の勤務実態等が確認できない。

さらに、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間において、健康保険番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 58 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 6 月から 59 年 3 月まで、臨時職員として、A 事業所に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 6 月から 59 年 3 月までの期間について、臨時職員として A 事業所に継続して勤務していた。」と主張するところ、A 事業所では、「B 都道府県の臨時的任用職員任用管理要綱では、臨時職員については 1 年間以上継続して任用することができないとされているため、1 年間勤務し再任用する場合には、1 か月間の休職期間を設けていた。休職期間中の給与支給は無く、厚生年金保険の被保険者資格は喪失させていた。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人の A 事業所における厚生年金保険の加入期間は、昭和 56 年 6 月 1 日から 57 年 6 月 1 日までの期間、57 年 7 月 1 日から 58 年 7 月 1 日までの期間、及び 58 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間となっていることが確認でき、上記の A 事業所の回答と符合している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は 57 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、同年 6 月 4 日に健康保険証を返納した旨の記載、及び再取得後の 58 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、同年 7 月 5 日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

さらに、A 事業所において臨時職員として勤務し、厚生年金保険の加入

記録がある者のうち、連絡が取れた二人は、「臨時職員は、1年間勤務した後、1か月の休職期間があり、その期間は給与の支給は無かった。」と証言している。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。